

男女共同参画に関する用語集

育児・介護休業法

労働者の仕事と育児や介護の両立を支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。育児休業法は平成4（1992）年4月から施行されており、平成7（1995）年に「育児・介護休業法」に改正された。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。

ジェンダー(Gender/社会的性別)

男らしさ、女らしさのように社会的、文化的に形成された性差のことを言います。これに対し生物学的な性差を「セックス（sex/生物学的性別）」といます。

女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として、昭和54（1979）年の第34回国連総会において採択され、昭和56（1981）年に発効しました。

ストーカー

特定の相手に対して執拗につきまとう行為をストーカー行為（ストーキング）と呼び、特定の相手に対して好意または怨恨を抱いて、つきまとい行為を繰り返す者のことをいいます。

セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）

相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的いやがらせ行為をいいます。職場においては、性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件において不利益を受けるものや就業環境が害されるものなどがあります。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女雇用機会均等法

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律のこと。1985年に制定され、翌年の1986年より施行された。

デートDV

結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力をいいます。その暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などの多様な暴力が含まれます。

ドメスティック・バイオレンス（DV／domestic violence）

「パートナー等の親密な関係にある（あった）カップルの間でふるわれる暴力」のこと。

ハラスメント（Harassment）

他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること。

パワー・ハラスメント（Power Harassment）

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

ポジティブ・アクション（positive action／積極的改善措置）

働く事や仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという事業

所等の自主的な取り組みのこと。

マタニティ・ハラスメント (Maternity Harassment)

働く女性が受ける妊娠・出産・育休などを理由とする、精神的・肉体的いやがらせや解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いのこと。

メディア・リテラシー (media literacy)

情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health/rights)

「性と生殖に関する健康/権利」と訳され、1994年のカイロの国連会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

ワーク・ライフ・バランス (work-life balance)

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



